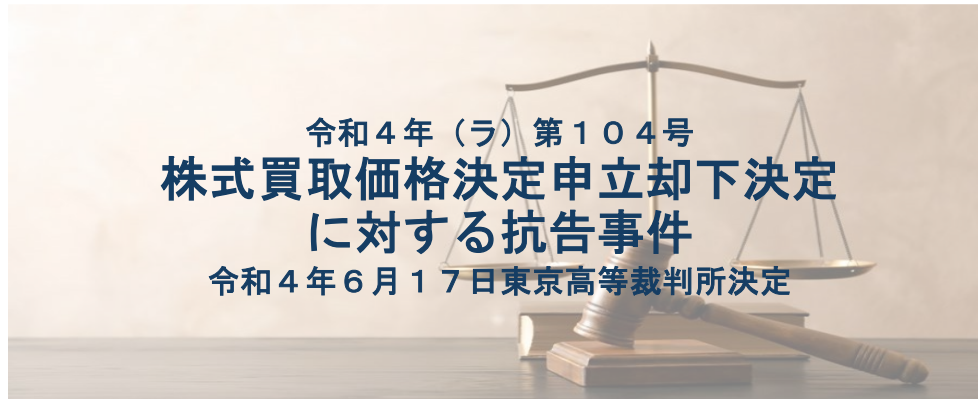


岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 3 月

裁判例紹介



監修：弁護士 [大櫛 健一](#)
文責：弁護士 [新井 周](#)

【決定要旨】

株式併合に係る株主総会決議後に株式を譲り受けた者は、会社法 182 条の 4 第 2 項 2 号所定の「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にはあたらない。

【事案の概要等】

1 事案の概要

本件は、令和 2 年 10 月 22 日に開催された Y の株主総会における株式併合（以下「本件株式併合」という。）を行う旨の決議（以下「本件決議」という。）後に Y の普通株式（以下「本件株式」という。）474 万 8900 株を D から譲り受けた X が、会社法 182 条の 4 第 2 項 2 号所定の「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたるとして、Y に対し、株式買取請求を行い、株式買取価格についての協議を行ったもののそれが整わなかったため、本件株式について、裁判所に対し、同法 182 条の 5 第 2 項に基づく買取価格決定申立て（以下「本件申立」という。）を行った事案である（Y が利害関係人参加している。）。

なお、本件株式併合は、A 及び F の出資により設立された C（以下「公開買付者」という。）が行う Y 株式への公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）による Y の非公開化の一環で行われたものであった。

2 事実関係の概要¹

(1) 当事者等

X は令和 2 年 11 月 15 日時点で本件株式 474 万 8900 株を保有していた者である。

¹ 本決定は原決定の認定内容を引用していることから、原決定の認定事実を簡略化して記載している。

Y は、フランチャイズシステムによるコンビニエンスストア等の経営及びコンサルティング事業等を目的とする株式会社である。A は、繊維、機械、金属、食料、エネルギー等の事業分野を持つ株式会社（総合商社）であり、Y による令和 2 年 7 月 8 日付の本件公開買付けのプレスリリース（以下「本件意見表明プレス」という。）公表時、本件株式 2 億 1002 万 9184 株を保有していた。B は、A の完全子会社であり、本件意見表明プレス公表時、本件株式 4352 万 1600 株を保有していた。公開買付者（C）は本件公開買付けを通じて本件株式を取得及び保有する目的で、A（99%）と F（1%）が共同で出資して設立された合同会社である。

(2) 公開買付けの概要

公開買付者は**令和 2 年 7 月 8 日**、以下のとおり Y の普通株式につき本件公開買付けを行うことを本件意見表明プレスにおいて公表した。

公開買付期間 令和 2 年 7 月 8 日から同年 8 月 24 日まで

公開買付価格 普通株式一株につき 2,300 円（以下「本件公開買付価格」という。）

買付予定数の上限 なし

買付予定数の下限 5011 万 4060 円

公開買付者は、本件意見表明プレス上で、本件公開買付けにおいて公開買付者等が本件株式を全て取得できなかった場合には、本件公開買付け成立後に株式併合を行うこと及び株式併合において株式の数に一株に満たない端数が生じるときは当該端数についても本件公開買付価格に当該株主が所有していた本件株式の数を乗じた額と同一となる金銭を交付する予定である旨が公表されていた。なお、本件公開買付けには、買付予定数の下限を上回る 7901 万 7884 株の応募があり、本件公開買付けは成立した。

(3) 本件株式併合

Y は、**令和 2 年 10 月 22 日**、臨時株主総会（基準日は同年 9 月 10 日）を開催し、同総会において、効力発生日を同年 11 月 18 日とし、本件株式 2 億 5304 万 3334 株を一株に併合する旨の株式併合を行うことが可決された。

(4) Y の株式取扱規則の定め

Y の株式取扱規則（以下「本件規則」という。）上、社債、株式等の振替に関する法律 147 条 4 項に規定された少数株主権等を Y に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする旨定められている。

(5) X による株式の取得及び株式買取請求の経緯

X は、**令和 2 年 11 月 10 日**、D（外国投資家）から本件株式を譲り受けた。令和 2 年 11 月 13 日（金）、X 代理人は、Y 担当者に対し、電子メールで、本件株式の買取請求書、委任状及び個別株主通知済通知書の各データファイルを送信した。また、同日、X 代理人は、Y 宛てに本件株式の買取請求書を書留内容証明郵便物として発送したが、同月 14 日（土）には「お届け先休日等のため保管」との理由で配達されず、同月 16 日（月）に Y に到達した。X は、本件株式併合の効力発生日（令和 2 年 11 月 16 日）から 30 日以内に、Y との間で協議が整わなかったとして、**令和 3 年 1 月 14 日**、東京地方裁判所に対し、本

件株式について価格決定申立てをした。

【論点】²

- ① 株式併合に係る株主総会後に当該株式を譲り受けた X は、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたるか。
- ② 原則として株式併合に係る株主総会後に当該株式を譲り受けた株主は、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたらないとしても、本件の X において、買取価格決定の申立てを認めるのを相当とする特段の事情があるか。
- ③ X による株式買取請求は、会社法に規定される行使期限を徒過し、会社法 182 条の 4 第 4 項に違反し不適法といえるか。

【当事者の主張】

1 X は、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたるか（論点①）

(1) X（申立人）の主張

会社法 182 条の 4 第 2 項 2 号は買取価格決定申立てをすることのできる株主について「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」と規定しており、株式の取得時期は制限していない。

(2) Y（利害関係参加人）の主張

株式併合が株主総会で決議された後に取得された株式については買取請求による保護を与える必要はなく、株式買取請求の対象とはならない。

2 本件の X において、買取価格決定の申立てを認めるのを相当とする特段の事情があるか（論点②）

(1) X（申立人）の主張

株主総会後に株式を取得した株主が原則として「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたらないとしても、本件においては例外を認めるべき特段の事情がある。具体的には、外国投資家である D は E のオムニバスアカウント³において形式上 E を株主として本件株式を保有していたもので、D は本件決議後、株式買取請求を行うことを決めた際、形式上の株主である E に当該手続をしてもらうことができなかったこと及び買取請求期間内に D が株主となるために必要な口座開設等の作業を行う時間がなかったことから、関係会社である X に対し本件株式を形式的に譲渡

² なお、本件は株式買取価格決定申立事件であるから、以下①～③の論点のほか、「本件株式の買取価格を一株につきいくらと定めるのが相当であるか」（すなわち、本件株式の「公正な価格」（会社法 182 条の 4 第 1 項））も争点であったが、X が「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたらないとされ申立てが不適法と判断されたことから、本件ではかかる点については判断されていない。なお、本件株式の「公正な価格」については、本稿の分析対象ではないため割愛するが、東京地決令和 5 年 3 月 23 日及び東京高決令和 6 年 10 月 31 日（いわゆる伊藤忠・ファミマ事件）で判断されている。

³ いわゆるグローバル・カストディサービスを通じて D が Y の株式を保有していたと思われる。

したという事実関係がある。上記からすれば、本件決議前から Y の株主であった D に正当な保護を与え、D を含む外国投資家の権利行使の機会を不当に奪うことのないようにする必要がある点において特段の事情がある。

(2) Y（利害関係参加人）の主張

Y は、本件決議の 3 か月以上前に本件意見表明プレス上で本件株式併合の実施予定について公表しており、D は個別株主通知を行う時間的猶予が十分にあったから、D が外国投資家であるとしても、特段の事情は認められない。

3 X による株式買取請求は、会社法 182 条の 4 第 4 項に違反し不適法といえるか

(1) X（申立人）の主張

X は令和 2 年 11 月 13 日（金）到達の電子メールで適法に株式買取請求を行っており、取締役会が株式買取請求を制限することは許されないから本件規則は不適法である。また、本件株式併合に係る株式買取請求期間は令和 2 年 11 月 15 日（日）までであり、X は同年 11 月 13 日（金）に Y に対し株式買取請求書を送付することを伝えたから、Y は同年 11 月 14 日（土）及び 15 日（日）に当該請求書を受領できる態勢を整えるべきであったにもかかわらず Y はこれを怠り、X が同月 13 日（金）に送付した当該請求書は同月 16 日（月）まで配達されなかったのだから、Y はその到達を妨げたといえ、通常到達すべき日である 14 日（土）に到達したものとみなすべきであり、X は当該請求書によって適法に株式買取請求を行った。

(2) Y（利害関係参加人）の主張

本件規則により、株式買取請求を含む少数株主権の行使について、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものと定められている。X の株式買取請求書は本件株式併合に係る株式買取請求期間の終期である令和 2 年 11 月 15 日より後である同月 16 日に Y に到達したから、Y の株式買取請求は不適法である。

【本決定】

① 株式併合に係る株主総会後に当該株式を譲り受けた者は、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にはあたらない

「会社法 182 条の 5 第 2 項が買取価格決定の申立ての制度を設けた趣旨は、株式併合に係る株主総会決議により、その時点において当該株式併合により一株に満たない端数となる株式を保有する株主の意思にかかわらず、当該株式が一株に満たない端数となることから、そのような株主であって株式併合に不服がある者に対し適正な対価を得る機会を与えることにありと解される。そうすると、株式併合に係る株主総会決議により株式の数に一株に満たない端数が生じることが確定した後に株式を譲り受けた者は、同項による保護の対象として想定されていないと解するのが相当である。したがって、株式併合に係る株主総会後に株式を譲り受けた者は、買取価格決定の申立適格が認められる

『当該株主総会において議決権を行使することができない株主』（会社法 182 条の 4 第 2 項 2 号）に当たらず、買取価格決定の申立てをすることはできない」。

② 本件において、X を保護すべき特段の事情は認められない

Y から「本件決議がされる 3 か月以上前の令和 2 年 7 月 8 日、本件公開買付けの実施と同時に、本件公開買付け後に予定されている株式併合により株式の数に一株に満たない端数が生じるときは、当該端数についても、本件公開買付け価格に当該株主が所有していた利害関係参加人（Y）株式の数を乗じた価格と同一となる金銭を交付する予定である旨が公表されていた」。そこで、「同日時点で本件株式を E の名義で保有していた D としては、事前に E に D の直接口座の開設の手續に要する期間を問い合わせるなどした上で、同日以降、D 自ら又は本件株式の譲受人とする D の関連会社（X）のいずれかが適法に本件株式併合に係る株式買取請求を行うことができるように検討及び準備をしておくことが十分に可能であったものと認められる」。「以上のとおり、……D 又は原告人（X）において期限までに本件株式併合に係る株式買取請求権を行使することは十分に可能であったといえるから、D から原告人（X）に対する本件株式の譲渡の経緯について原告人（X）が主張するような事情があったとしても、本件決議後に利害関係参加人（Y）株式を譲り受けた原告人（X）による買取価格決定の申立てを認めるのを相当とする特段の事情が存在するとはいえない」（かっこ内筆者）。

③ X の本件申立は会社法 182 条の 4 第 4 項に違反し不適法である

「利害関係参加人（Y）は、本件規則により、株式買取請求を含む少数株主権の行使について、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものと定めているところ、原告人（X）の株式買取請求書は、本件株式併合に係る株式買取請求期間の終期（株式併合の効力発生日である令和 2 年 11 月 16 日の前日）である同月 15 日より後である同月 16 日に利害関係参加人（Y）に到達したと認められるから……原告人（X）の株式買取請求は、会社法 182 条の 4 第 4 項に違反しているといわざるを得ない」（かっこ内筆者）。

【解説】

1 問題の所在

買収者が上場企業の全株式を取得し非公開化を目指す場合、まず公開買付けを行い、公開買付け後にキャッシュ・アウト手続を行う、いわゆる二段階買収を採ることが一般的となっている⁴。キャッシュ・アウトの手法としては、(i) 買収者が公開買付けにより総株主の議決権の 10 分の 9 以上を保有するに至った場合には株式等売渡請求（会社法 179 条以下）、(ii) それ以下の保有にとどまる場合には株式併合（会社法 180 条以下）を行うことが通常である。

⁴ 公開買付けを行う場合、公開買付けに対する対象会社側が公表するプレスリリース（いわゆる意見表明プレス）にて上場廃止となる見込みがある場合の内容の一つとして、二段階買収の予定がある旨及びその内容をできる限り開示することが求められている（東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック」（2024 年 4 月）124 頁。）。

株式併合によるキャッシュ・アウトの場合、残したい株主以外の保有株式数を一株未満の端数とすることが必要になるため、上場企業のように多くの株主が存在する企業では、一株未満の端数株式を保有することになる株主による買取請求及び価格決定申立て⁵がなされる可能性にさらされることになる。

この点、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」⁶に、株式併合を決定した株主総会後に株主となった者が含まれるのかについては明らかにされていなかったため、本件で争われることとなった。

2 類似制度と裁判例、関連する学説

(1) 類似制度

株式併合における反対株主の株式買取請求権と類似する制度としては、(i)一定の定款変更や組織再編等、会社の基礎を変更する行為がされる際の反対株主の株式買取請求権（会社法 116 条 1 項、469 条 1 項等）（以下まとめて「反対株主の株式買取請求権」という。）、(ii)全部取得条項付種類株式の取得における取得価格決定の申立て（同法 172 条 1 項）、(iii)株式等売渡請求権における売買価格決定申立て（同法 179 条の 8 第 1 項）があげられる。制度の建付けは完全に一致するものではないが、いずれの制度も適正な対価を得る機会を与え少数株主の利益の保護をすることをその趣旨とするとされる⁷。

(2) 類似制度に関する裁判例、学説の展開

(ア) 学説

「当該株主総会で議決権を行使することができない株主」の該当性については、(i)株主総会の基準日以降に株式を取得した株主（以下「基準日後取得株主」という。）及び(ii)株主総会決議後の株式を取得した株主（以下「総会決議後取得株主」という。）を区別して議論されている。

⁵ 会社法上、一株未満の端数が生ずる株式の併合がなされる場合、「反対株主」すなわち、(i)「第百八十条第二項の株主総会に先立って当該株式の併合に反対する旨を当該株式会社に対し通知し、かつ、当該株主総会において当該株式の併合に反対した株主」（会社法 182 条の 4 第 2 項 1 号）又は(ii)「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」（同項 2 号）は、株式会社に対し自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求することができ（同条 1 項）、この株式買取請求を行った場合、株式の価格の決定について当該株式併合の効力発生日から 30 日以内に株式会社との間に協議が整わない場合、その期間経過後 30 日以内に当該株主は裁判所に対し価格決定の申立てをすることができる（同法 182 条の 5 第 2 項）と規定されている。これらの株式併合における反対株主の株式買取請求及び買取価格決定の申立てに係る規定は、平成 26 年法律第 90 号による会社法の改正（平成 27 年 5 月 1 日施行）により創設されたものであり、少数株主に対して適正な対価が交付されることを確保するための制度であるとされている（坂本三郎編著『立案担当者による平成 26 年改正会社法の解説』（商事法務、2015）195 頁（別冊商事法務 393 号））。

⁶ 会社法 182 条の 4 第 2 項 2 号は株式買取請求の要件として「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」を規定していることから、ある株主が「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」に該当する場合には、価格決定申立てのみならず、そもそも株式買取請求ができないことになる。もっとも、本件では、X が株式買取請求できないことまでは争われておらず、株式買取請求の可否は措いて価格決定申立てについて不適法却下したものと思われる。

⁷ 山下友信編『会社法コンメンタール 3—株式(1)』（商事法務、2022）198 頁以下〔柳〕、山下友信編『会社法コンメンタール 4—株式(2)』（商事法務、2022）102 頁以下〔山下〕、岩原紳作編『会社法コンメンタール補巻—平成 26 年改正』（商事法務、2019）214 頁以下〔中東〕、落合誠一編『会社法コンメンタール 12』（商事法務、2022）94 頁以下〔柳〕等を参照。

- a 基準日後取得株主が「当該株主総会で議決権を行使することができない株主」に含まれるかについては、多数説は、基準日後取得株主による株式買取請求権の行使が条文上制限されていないこと、基準日後株主総会までに株式を取得した株主が当該株主総会に議決権を行使できなかったのであれば保護を与えるべきであることから、基準日後取得株主もこれに当たると解している⁸。
- b 総会決議後取得株主については、「当該株主総会で議決権を行使することができない株主」には当たらないとする見解が通説である⁹。これは、株主総会が行われた後に株主となった者は、当該株主総会の決議の結果を受容して株式取得するのであるから、議決権を行使できなかったことに関し保護の必要性がないことを理由とする¹⁰。

(イ) 裁判例

基準日後取得株主に価格決定の申立適格を認めた裁判例は複数存在¹¹し、裁判例も上記学説の多数説と基本的に同様の理由付けを行っている。また、基準日後取得株主は取得価格決定の申立適格を欠くとは解されないと判断したうえで、総会決議後取得株主の取得価格決定の申立ての適法性については、価格決定の申立ての趣旨（少数株主の利益保護）からして申立権の濫用と評価される場合もあると判断する裁判例も存在する。これらの裁判例においては総会決議後取得株主については保護に値しないという傾向が示されている。

なお、株式等売渡請求における売買価格決定申立て（会社法 179 条の 8 第 1 項）に関しては、通知・公告がなされた後に売渡株式を譲り受けた者がかかる申立てを行うことができるか¹²が争われた最高裁決定が存在する（最決平成 29 年 8 月 30 日）。同決定は、会社法が上記売買価格決定の申立ての制度を設けた趣旨は、通知・公告によりその時点における対象会社の株主がその意思にかかわらず定められた対価の額で株式を売り渡すことになるから、そのような株主であって対価の額に不服がある者に対し適正な対価を得る機会を与えることにありと解され、通知・公告により株式を売り渡すことになることが確定した後に売渡株式を譲り受けた者は、同項による保護の対象として想定されていないとし、通知・公告がなされた後に売渡株式を譲り受けた者はかかる申立てをすることができないと判示した。

同決定は株主総会決議を経ない類型のものであることから、本決定との関係は間接的なものに留まるが、かかる論理は、類似制度である反対株主の株式買取請求や

⁸ 弥永真生「反対株主の株式買取請求権を巡る若干の問題」（商事法務、2009）7 頁（旬刊商事法務 1867 号）、江頭憲治郎『株式会社法〔第 9 版〕』（有斐閣、2024）883 頁等。一方反対説も有力である。

⁹ 田中亘『会社法〔第 4 版〕』（東京大学出版会、2023）686 頁、前掲注 8〔江頭〕883 頁等。

¹⁰ 伊藤雄司「判批」（有斐閣、2023）115 頁（法学教室 518 号）。

¹¹ 東京地決 25 年 9 月 17 日（金融・商事判例 1427 号 54 頁）、東京地決平成 25 年 11 月 6 日（同 1431 号 52 頁）、東京地決平成 27 年 3 月 25 日（同 1467 号 34 頁）、東京高決平成 28 年 3 月 28 日（同 1491 号 32 頁）等がある。

¹² 特別支配株主が株式等売渡請求権を行使しようとする場合、特別支配株主は、対象会社に対しその旨通知し（会社法 179 条の 2 第 1 項）、対象会社から承認を受ける必要がある（同法 179 条の 3 第 1 項）、対象会社はかかる請求を（取締役会設置会社である場合は取締役会にて）承認した場合には、売渡株主等に対し取得日の 20 日前までに各種事項を通知・公告する必要がある（同法 179 条の 4 第 1 項、同法 179 条の 2 第 1 項 1 号ないし 5 号等）。売渡株主等は、取得価格に不満がある場合には、取得日の 20 日前の日から取得日の前日までの間に、裁判所に対して売買価格決定の申立てをすることができ（同法 179 条の 8 第 1 項）。

全部取得条項付種類株式の取得価格決定の申立てにおいて、反対する行為の実施や取得対価の条件等が決定された株主総会決議の後に取得された株式については上記の請求又は申立ての対象とならないと一般に解されていることと整合的であると評価されており¹³、本決定にも影響を与えていると考えられる。

3 本決定の分析

① 株式併合に係る株主総会後に株式を譲り受けた株主は、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」にあたるか。

本決定は、株式併合における価格決定申立ての制度趣旨を上述の類似制度と同様であると述べた上で、総会決議後取得株主は保護に値しないとしている。これは類似制度に関する学説や裁判例に沿った考え方であり、株式併合における価格決定申立てにおいても同様の考え方を採用したと評価できる。

② 本件のXを保護すべき特段の事情があるか。

本決定は、「特段の事情」について明示的に判断した点において注目に値する¹⁴。本決定では、本件決議がされる3か月以上前の令和2年7月8日に、本件公開買付けの実施と同時に、本件公開買付け後に予定されている株式併合により株式の数に一株に満たない端数が生じるときは、同一となる金銭を交付する予定である旨が公表されていたことが指摘されており、株式併合の可能性が公開されてから、実際に株式併合が決議されるまでに時間的猶予があったことをもって「特段の事情」が否定されている。かかる考え方からすると、逆に、公表時点から株式併合に係る株主総会決議時点までの間に株式買取請求権を行使することが困難な状況にあったとすれば、「特段の事情」が認められる余地があるようにも解し得る¹⁵。

③ Xによる株式買取請求は、会社法182条の4第4項に違反し不合法といえるか。

本決定は、Y株主の株式買取請求権行使の際の要件を定めた本件規則の有効性については明示的には判断していないものの、Xが本件規則に定められた方法により行った権利行使が会社法182条の4第4項所定の権利行使期間（「効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間」）を徒過したことを理由として、同項違反を認めていることから、本件規則自体は有効であると判断したものと思われる。

この点、一般的に株式取扱規則はその内容が合理的であれば有効であると考えられていることからすると、本件規則において、少数株主権等を直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により個別株主通知の受付票を添付して行う旨の権利行使方法が定められていることは合理性を欠くとは直ちにいえないため、かかる判断は正当と理解

¹³ 松田敦子「判解」最判解民事篇平成29年度(上)(2020)342頁。

¹⁴ 最決平成29年8月30日は、「特段の事情のない限り」という留保を付していないものの、通知又は公告の後に売渡株式を譲り受けたものの売買価格決定の申立てによる保護の対象とするのを相当とする特段の事情が存すると認められる場合が仮にあるとして、その場合に、個別の事案の判断として同申立てを認める余地を否定する趣旨ではない旨が、担当調査官より示されている(前掲注13〔松田〕342-343頁)。申立人が「特段の事情」があることを主張し、裁判所としてもこの点に関する判断を行ったことは、同様の観点に基づくものと思われる。

¹⁵ 前掲注10〔伊藤〕115頁。

できる。

もっとも、(i)本決定が株式取扱規則に反する株式買取請求権行使を一律に否定することを示したと解することは妥当ではないと考えられるし¹⁶、(ii)Yとしては買取請求期間の末日である効力発生日の前日であっても買取請求を受領できる体制を整えておくべきであったとの批判もあり得る¹⁷。会社法182条の4第4項に定める買取請求期間は「効力発生日の二十日前の日から効力発生日の前日までの間」であるところ、当該期間の末日が土日等の対象会社の休日にかかっており、休日であることを理由に買取請求が受理されない場合（本件のようなケースがこれに当たる。）、実質的には法定の買取請求期間が短縮されてしまう不都合が生じることになるからである（極論すれば、買取請求を受けたくない会社（土日が休日であることを前提とする。）としては、株式併合の効力発生日を月曜日とすることで、実質的に2日間買取請求期間を短縮することが可能となる。）。

このような不都合を回避するために、効力発生日の前日が営業日となるような立法の工夫が必要であると示唆する見解もある¹⁸。

4 本決定の意義

本決定は、株式併合に係る株主総会決議後に株式を取得した株主が、「当該株主総会において議決権を行使することができない株主」（会社法182条の4第2項2号）にはあたらないことを明らかにした初の公判裁判例であり、その点で実務上の意義を有するものといえる¹⁹。いわゆる公正M&A指針（旧MBO指針）や企業買収行動指針の公表後、TOBやMBOが盛んに行われるようになってきていること、国内外のアクティビストによる日本企業への株付けが進んでいるという時代的背景（また、これによりMBO等が活発化しているようにも思われる。）があること、他社類似事案と比して低プレミアム率で行われるTOBも散見されることなどに鑑みれば、株式併合に係る株式価格決定申立ての件数は今後増えていくように思われる。

本決定で争点となった「特段の事情」についてはより詳細に判断されるケースが今後現れることに期待したい。

¹⁶ 内藤裕貴「株式併合に係る株主総会決議後に株式を取得した株主の株式買取請求権行使の可否」（TKCローライブラリー、2024）4頁（新・判例解説Watch商法No.181）。

¹⁷ 前掲注10〔伊藤〕115頁。

¹⁸ 宮崎裕介「判批」（金融・商事判例1692号）12頁。

¹⁹ 前掲注16〔内藤〕4頁、前掲注18〔宮崎〕9頁、釜田薫子「判批」（日本評論社、2024）85頁（私法判例リマックス69号）、判タ1509号（2023）96頁等。

【監修】



大櫛 健一（弁護士）

E-mail: kokushi@iwatagodo.com

上智大学法学部卒業、2006 年弁護士登録。
金融取引及び不動産取引を多く扱うほか、公正取引委員会や
中小企業庁対応をはじめとする独禁法／競争法分野の相談や
調査実務対応を多数経験し、得意としている。

【文責】



新井 周（弁護士）

E-mail: amane.arai@iwatagodo.com

中央大学法学部卒業、東京大学法科大学院修了。2022 年弁護
士登録。
コーポレート分野、M&A 分野に関するアドバイスを主に取り
扱っているほか、企業法務一般を担当している。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。日本人弁護士約 100 名が所属するほか、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国弁護士経験を有する米国人コンサルタント等も所属し、特別顧問として、元金融庁長官中島淳一氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報：newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があります、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。